

法人企業統計調査における
開業準備中法人の取扱いについて

1. 開業準備中法人の取扱い

法人企業統計調査ではこれまで、設立登記終了後であっても、まだ正常な営業活動を開始するに至っていない法人については、開業準備中法人として扱い、調査対象から除く手続きをとっておりました。

一方で、営利法人等の企業活動の実態を把握するという法人企業統計調査の目的を踏まえると、営業開始前における費用や投資等の発生事例を調査対象に含めた方が、その実態をよりの確に把握できるようになると考えられます。

このことから、学識経験者を中心とした「法人企業統計研究会」で検討した結果、今後は、開業準備中法人であっても、費用等の発生が認められる法人は調査対象から除かないことといたします。

2. 実施時期

上記の取扱い変更については、令和5年7-9月期調査から実施いたします。

(問い合わせ先)
財務省財務総合政策研究所
調査統計部
Tel. 03-3581-4111
(内線 5499, 5325)